

新潟市農畜産物直売所設置事務処理要領

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 20 年 3 月 31 日改正

1 開設の認定

新潟市農畜産物直売所設置要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に定める開設の認定について、次のとおり取り扱うこととする。

（1）受付

開設者から提出された「農畜産物直売所設置申請書」（以下「申請書」という。）は、開設地を管轄する区役所農政担当課（以下「農政担当課」という。）で受け付ける。

（2）審査・食と花の推進課との合議

受け付けた申請書は、以下の表 1 のとおり必要な審査を行うとともに、食と花の推進課に合議する。

表 1

審査項目	審査担当
ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に係ること。	農政担当課
イ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に係ること。	開設地を管轄する農業委員会事務局（以下「農業委員会」という。）
ウ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に係ること。	開設地を管轄する区役所建設課（以下「建設課」という。）
エ 直売所の経営分析に係ること。	農政担当課

（3）協議

上記（2）の審査終了後、表 1 の審査担当からなる区農畜産物直売所調整会議において認定にかかる協議を行い、認定要件を満たしているかどうかを確認し、認定についての方針を決定する。

（4）意見聴取

農政担当課は、上記（3）による協議を経た申請書について、管轄する区農政協議会（以下「農政協議会」という。）に対し、認定に係る意見を聴取する。

（5）認定

農政担当課は、農政協議会の意見を踏まえ、農畜産物直売所の設置が適当であると認めるときは、認定することとし、「農畜産物直売所設置認定書」（以下「認定書」という。）を開設者に交付する。

また、農政担当課は食と花の推進課へ認定した旨の報告（認定書の写し等）を行う。

（６）認定後の手続き

ア 開設者は、認定書を建設課に提出する。

イ 食と花の推進課は、年度の最初に開催される新潟市農業振興地域整備審議会において前年度内に認定された案件について報告する。

２ 販売実績の審査

要綱第７条で定める「年間販売実績書」（以下「実績書」という）の審査について、次のとおり取り扱うこととする。

（１）開設者は、実績書を農政担当課に提出する。

（２）農政担当課は、実績書を審査する。

（３）農政担当課は、実績書の内容が要綱に反している場合、開設者に是正を命じなければならない。

（４）農政担当課は、実績書の写し及び是正を命じた場合はその写しを食と花の推進課に送付する。

３ 認定の変更

農畜産物直売所の設置内容を変更する場合は、「１ 開設の認定」を準用する。

４ 認定の取り消し及び廃業

要綱第９条第２項で定める認定の取り消し又は農畜産物直売所を廃業したときは、次のとおり取り扱うこととする。

（１）開設者は、「廃業届」を農政担当課に提出する。

（２）開設者は、敷地を農畜産物直売所設置以前の原状に復する。

（３）農政担当課は、「廃業届」を受け付けた場合は、その旨を食と花の推進課を含む各関係部署に報告する。

附 則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

設置基準

項 目	内 容
1 開発（敷地）面積	概ね 1,000 m ² 未満（駐車場を含む）
2 建築物	(1)延べ床面積は、200 m²以下（自転車置き場等の面積は含まない）とすること。 (2)自己の業務の用に供する建築物であること。 (3)平屋建てであること。 (4)販売のための店舗及び管理施設（事務室、休憩室及び倉庫等）であり、同一棟（自転車置き場等は除く）であること。 (5)周辺地域の景観と調和すること。
3 道路の幅員	建物の敷地は、6.0m以上の道路(車両通行上支障のある部分は含まない)に 6.0m以上接すること、かつ最寄りの道路の交差点まで 6.0m以上の道路幅員があること。
4 その他	(1)農用地区域内の設置においては、「農用地区域からの除外の要件」を満たすこと。 (2)隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意が得られること。 (3)敷地内に自動販売機は設置しないこと。 (4)駐車場は、施設に見合った有効な台数を確保すること。